

# 利 用 上 の 注 意

この報告書は平成 25 年 12 月 31 日現在で実施された平成 25 年工業統計調査結果のうち、従業者 4 人以上の事業所における製造品出荷額等をとりまとめたものです。

## 1 工業統計調査について

### (1) 調査の目的

工業統計調査は、わが国の工業の実態を明らかにすることを目的としています。

### (2) 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施されます。

### (3) 調査の期日

平成 25 年工業統計調査は、平成 25 年 12 月 31 日現在で実施し、平成 25 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの 1 年間の実績について調査しました。

### (4) 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 19 年総務省告示第 618 号）に掲げる「大分類 E - 製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者 3 人以下の事業所を除く）を調査の対象としています。

### (5) 調査の方法

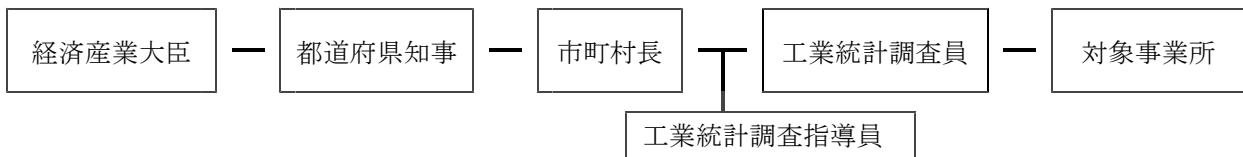
工業統計調査は、従業者 30 人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者 4 人以上 29 人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い、報告者（事業所の管理責任者、または本社一括調査における本社一括調査企業を代表する者）の自計により行っています。

なお、いずれも製造・加工又は修理を行っていない本社および本店は除きます。

### (6) 調査の方式及び経路

調査の方式には、①調査員調査方式、②国担当調査があります。

① 調査員調査方式………対象事業所に対し、調査員が個別に調査票を配布し、回収する方法です。



② 国担当調査方式………対象企業・事業所に対し、経済産業省が調査票を郵送し、回収する調査方法です。国担当調査には「本社一括調査」、「国直送調査」があります。



### (7) 調査事項

調査事項については、別掲の工業調査票をご参照ください。

## 2 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の一般的な決定方法は、次のとおりです。

- (1) 製造品が単品のみの事業所については、品目 6 枠番号の上 4 枠で産業細分類を決定します。
- (2) 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上 2 枠の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 枠番号を決定します。次に、その決定された 2 枠の番号のうち、前記と同様な方法で 3 枠番号（小分類）、さらに 4 枠番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとします。

## 3 集計事項及び用語の説明

- (1) 事業所数……平成 25 年 12 月 31 日現在の数値です。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいいます。

- (2) 従業者数……平成 25 年 12 月 31 日現在の数値です。

従業者とは、個人事業主及び無給家族従業者数、常用労働者及び臨時雇用者の計をいいますが、本報告書でいう従業者数は臨時雇用者を除いたものです。

- ① 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいいます。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のものは含みません。
- ② 常用労働者とは、次のいずれかのものをいい、「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられます。

ア 期間を決めず、又は 1 か月を超える期間を決めて雇われている者

イ 日々又は 1 か月以内の期限を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ 18 日以上雇われた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは、上記に準じて扱う

エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

- a. 「正社員・正職員等」とは、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者をいう。ただし、他企業に出向・派遣している者を除きます。
- b. 「パート・アルバイト等」とは、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいいます。
- c. 「出向・派遣受入者」とは、他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者をいいます。

- ③ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1 か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

(3) 現金給与総額……平成 25 年 1 年間に常用労働者のうち雇用者（「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」をいう）に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与の額との合計です。

その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金、解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいいます。

(4) 原材料使用額等……平成 25 年 1 年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額です。

① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれます。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。

② 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含みません。

③ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいいます。

④ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいいます。

⑤ 転売した商品の仕入額とは、平成 25 年 1 年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいいます。

(5) 製造品出荷額等……平成 25 年 1 年間における製造品出荷額（製造工程から出たくず・廃物を含む）、加工賃収入額及びその他収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額です。

① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成 25 年中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成 25 年中に返品されたものを除く）

② 加工賃収入額とは、平成 25 年中に他企業の所有する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

③ その他収入額とは、上記①及び②以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいいます。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額……事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれます。

(7) 有形固定資産……平成 25 年 1 年間における数値であり、帳簿価額によっています。

① 有形固定資産の取得額等には、次の区分があります。

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む）

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等

② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

③ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいいます。

④ 有形固定資産の投資総額

算式：投資額 = 取得額 + 建設仮勘定の年間増減（増加額－減少額）

(8) リース契約による契約額及び支払額……賃貸借契約であって、物件を使用する期間が 1 年を超える、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいいます。なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となります。

① リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、平成 25 年 1 月から 12 月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額です。

② リース支払額とは、平成 25 年 1 月から 12 月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含んだ額です。したがって、平成 25 年以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含みます。

(9) 工業用地及び工業用水

① 工業用地

ア 事業所敷地面積とは、平成 25 年 12 月 31 日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいいます。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は、その敷地の面積は含めません。

イ 事業所建築面積とは、事業所敷地面積内にあるすべての建築物の面積の合計をいいます。なお、平成 25 年 12 月 31 日現在建築中のものであっても、帳簿に建設仮勘定として計上したものは含まれます。

ウ 事業所延べ建築面積とは、事業所敷地面積内にあるすべての建築物の各階の面積の合計をいいます。

② 工業用水……1日当たり工業用水量は、平成25年1年間に事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものです。

ア 水源別用水量

公共水道…都道府県または市町村によって経営される、工業用水道又は上水道から供給を受ける水をいいます。

井戸水…浅井戸、深井戸又は湧水から取水する水をいいます。

その他の淡水…上記以外の淡水をいいます。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、農業用水路から取水する水、他の工場などから供給を受ける水などです。

回収水…事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用している水をいいますが、回収装置（冷却塔、戻水池、沈殿池、循環装置等）を通すかどうかの有無は問いません。

イ 用途別用水量

ボイラ用水…ボイラ内で、蒸気を発生させるために使用される水をいいます。

原料用水…製品の製造過程において、原料としてそのまま用いられる水、あるいは製品原料の一部として添加使用される水をいいます。

製品処理用水・洗じょう用水…製品処理用水は原料、半製品、製品などの浸漬や溶解などの物理的な処理を加えるために使用される水をいい、洗じょう用水は工場の設備又は原料・製品などの洗じょう用に使用される水をいいます。

冷却用水・温調用水…冷却用水は工場の設備又は原料・製品などの冷却用に使用される水をいい、温調用水は工場内の温度又は湿度の調節などのために使用される水をいいます。

その他…上記以外の水をいいます。例えば、工場内の飲料水、雑用水などです。

(10) 付加価値額等の算式……付加価値額等は次の算式により算出し、表章しています。なお、①、③～⑤については、従業者数30人以上の事業所を調査集計しています。

① 付加価値額=製造品出荷額等+（製造品年末在庫額-製造品年初在庫額）+（半製品及び仕掛品年末価額-半製品及び仕掛品年初価額）-（消費税を除く内国消費税額(\*1)+推計消費税額(\*2))-原材料使用額等-減価償却額

② 粗付加価値額=製造品出荷額等-(消費税を除く内国消費税額+推計消費税額)-原材料使用額等

\*1：消費税を除く内国消費税額=酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計

\*2：推計消費税額は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除しています。

③ 生産額=製造品出荷額（製造工程から出たくず及び廃物を除く）+加工賃収入額+(製造品年末在庫額-製造品年初在庫額)+（半製品及び仕掛品年末価額-半製品及び仕掛品年初価額）

④ 有形固定資産年末現在高=年初現在高+年間取得額-年間除却額-減価償却額

⑤ 1 事業所あたり製造品出荷額等	=	$\frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{事業所数}}$
⑥ 1 事業所あたり粗付加価値額	=	$\frac{\text{粗付加価値額}}{\text{事業所数}}$
⑦ 従業者 1 人当たり現金給与総額	=	$\frac{\text{現金給与総額}}{\text{従業者数}}$
⑧ 従業者 1 人当たり製造品出荷額等	=	$\frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{従業者数}}$
⑨ 従業者 1 人当たり粗付加価値額	=	$\frac{\text{粗付加価値額}}{\text{従業者数}}$

## 4 記号及び注記

[−] 該当数値なし

[△] マイナスの数値

[0] [0.0] 四捨五入による単位未満

[X] 秘匿の数値…1 又は 2 の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3 人以上の事業所に関する数値であっても、1 又は 2 の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿としています。  
なお、従業者数については、平成 17 年 8 月以降の公表より秘匿を解除しています。

## 5 その他

- (1) この報告書は、本県において独自に集計したものであり、経済産業省が公表する数値と若干相違することがあります。
- (2) 統計表で該当数値がない場合、非表示とした表側（産業分類、従業者規模等）があります。
- (3) 構成比は、単位未満の数値を四捨五入しているため、積み上げと合計が一致しないことがあります。
- (4) 統計表第 5 表中における産業細分類別事業所数は、1 事業所をひとつの産業に分類し、集計したものです。一方、統計表第 6 表中の品目別産出事業所数は、品目別に事業所数を合計した延べ事業所数です。したがって、第 5 表と第 6 表の事業所数は一致しません。
- (5) 平成 23 年における数値は「平成 24 年経済センサス - 活動調査」の調査結果を工業統計調査の範囲に合わせ、以下の全てに該当する製造事業所について集計したものです。
  - ・従業者 4 人以上の製造事業所であること
  - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
  - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

平成 23 年における数値は、「平成 24 年経済センサス - 活動調査」の調査時点が 2 月 1 日現在であることなど、厳密には工業統計調査の数値と連結しません。数値の解釈に当たっては御留意ください。

(6) 平成 19 年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加しました。このため、製造品出荷額等、原材料使用額等及び粗付加価値額の数値は平成 18 年以前の数値とは接続しません。

(7) 地域の区分は次のとおりです。

北部	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部	宜野湾市、浦添市、沖縄市、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町
那覇	那覇市
南部	糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、栗園村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町
宮古	宮古島市、多良間村
八重山	石垣市、竹富町、与那国町

(7) 平成 25 年工業統計調査の回収率は以下のとおりです。

	調査対象事業所数	調査票回収数	回収率
	1,239	1,204	97.2%

注 1. 調査対象事業所数及び調査票回収数には、廃業、転業、休業、操業準備中の事業所数及び操業開始後未出荷等の事業所を含まない。

注 2. 回収率は、調査票回収数 ÷ 調査対象事業所数により算出。

この報告書の内容については、次の沖縄県企画部統計課のホームページでも御覧になれます。  
[http://www.pref.okinawa.jp/toukeika/cm/cm\\_index.html](http://www.pref.okinawa.jp/toukeika/cm/cm_index.html)

スマートフォン等をお持ちの方はこちら →



問い合わせ先：沖縄県企画部統計課商工統計班  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号  
電話 098-866-2050